

杉並区立天沼小学校 いじめ防止基本方針【改訂版】

本校は、いじめ防止対策推進法の制定を受け、児童が安心して学習、その他の活動に取り組めることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として以下の基本方針を策定する。

《いじめの定義と本校としてのいじめ問題への基本的な考え方》

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条より）

「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響（※）を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ問題への基本的な考え方

（１）いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめの定義」と「いじめは絶対に許されない」という認識を全教職員で共有する。

（２）いじめは、どの子供にも、どの学級でも起こり得るという認識の下、担任一人が抱え込むのではなく、全教職員で常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する。

とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本とし、関係諸機関との連携を視野に入れた取組を講じる。

（３）体系的・計画的にR-PDCAサイクルを実施することにより、取組の改善を図る。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

1 本校におけるいじめ防止等に関する取組

（１）未然に防止するための基本方針（未然防止）

- ①児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍でき、集団の一員としての自覚や自信をもち、互いを認め合い、思いやる温かい学校風土を醸成する。
- ②全教職員が高い人権感覚をもち、教育者としてふさわしい言動で教育活動を行う。また、教職員の意識向上を目的としていじめに関する研修を行う。
- ③全校集会や学級活動など教育活動全体を通して、いじめの問題について触れる。「いじめは人として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。
- ④児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人とのコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
 - ・「東京都道徳教育教材集」「人権教育プログラム」等を活用する。特に「人権教育プログラム」を活用した人権感覚を高める取組を重点に置いて行う。
 - ・道徳授業地区公開講座の充実を図る。
- ⑤児童の思いや努力を認めて自己有用感や自己肯定感を育む指導を展開し、児童が授業や行事に主体的に参加・活躍できるように努める。（分かる授業、児童の居場所づくりの実践）また、主体的に行動しようとする意識や態度の育成を目指していく。
- ⑥「いじめ防止教育プログラム」（東京都教育委員会）等を活用し、「いじめに関する授業」を実施するとともに、スクールカウンセラー等を講師に招聘した校内研修等を実施する。
- ⑦情報モラル教育の徹底を目指し、セーフティ教室だけでなく、PTA運営委員会や保護者会等を活用し、保護者の意識を高め、家庭と連携して推進する。
- ⑧月に一度「いじめ対策委員会」を開き、情報共有を行うとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図る。

（２）早期に発見するための取組方針（早期発見）

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのために、教職員が意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養いながら取り組むようにしていく。

①日常の観察

・朝の健康観察や保健室来室時、休み時間や給食、清掃、放課後などに、児童たちへ積極的に目を配り、児童たちの様子の変化や児童たちが発するサインを見落とさないように心がける。

②家庭との連携

- ・担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にとり、信頼関係を築く。
- ・児童や保護者の訴えに注意深く耳を傾け、いじめにつながる情報を収集する。

- ・保護者会等での情報発信と情報収集の呼び掛け、及び啓発的活動を行う。

③教育相談

- ・いじめの相談の窓口があることを知らせ、ふれあい月間など定期的な教育相談期間を設けて児童の悩みを聞き取り、早期に対応する。
- ・スクールカウンセラーによる5年生を対象とした児童全員面接を1学期から実施する。

④いじめ実態調査アンケートの実施

- ・児童に困りごとの有無を問うアンケートを実施する。いじめアンケートを年3回ふれあい月間（6月、11月、2月）に実施し、複数の教員で個別の聴き取りを行うとともに、いじめの疑いがある場合はいじめ防止対策委員会で検討する。尚、アンケートは卒業後5年間保存する。
- ・児童が小さな困りごとから相談できる「あのねアンケート」をふれあい月間以外の月に実施し、児童が担任に相談できる場を毎月設定する。

⑤「いじめ発見チェックリスト」（杉並区教育委員会作成）の活用

⑥いじめの確実な発見と情報の共有

- ・毎週金曜日に生活指導夕会を開き、各学年の児童の様子についての報告により情報を共有するとともに、全教職員が学年を超えて児童を見守る体制をつくる。

（3）早期に解決するための対応方針（早期対応）

いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて担任一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。

① いじめの事実関係の確認といじめ行為の制止

- ・いじめと疑われるものが発見された場合、組織的な対応で、速やかに関係児童からの聴き取りを行っていじめの事実の有無を確認し、いじめ行為を止める。聞き取った内容は確実に記録する。

②被害児童及び保護者への対応

- ・いじめを把握したら、迅速に担任から保護者に事実を伝え、対応していくことを示す。
- ・学校が徹底して守り通す姿勢を示す。
- ・本人や周辺からの聞き取りを行い、身体的・精神的なダメージについての確に把握し、ケアする。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害児童やその保護者の心のケアと支援をする。

③加害児童及び保護者への対応

- ・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨むとともに、事実を確認し、いじめ行為を止めさせる。
- ・加害児童を特定したうえで、学校いじめ対策委員会が中心となり、組織的・継続的に観察、指導を徹底する。
- ・本人及び保護者から聞き取りを行い、いじめ行為の背景や抱えている課題を把握・分析し、支援する。
- ・スクールカウンセラーとの連携のもと、加害児童、保護者の心のケアと支援をする。
- ・被害児童・保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。

④周囲の児童への対応

- ・いじめはみんなの問題であり、「いじめを見て見ぬふりをしない」ことを指導し、いじめを伝えたり、やめさせようと声掛けをしたりした児童の安全を守る取組を徹底して行う。
- ・いじめを直接受けていなくても、精神的なストレスやダメージを受ける場合があるので、スクールカウンセラーの連携のもと、心のケアをする。

⑤懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

〈参考〉児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割当て、文書指導などは通常、懲戒権の範囲内と判断される。（平成25年9月20日、文部科学省「第4回いじめ防止基本方針策定協議会」資料による）

⑥ いじめの解決と事後指導

ア いじめの解決のとらえ

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものでなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。（「学校における『いじめの防

止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」文科省 H25. 10 を参考に一部修正)

イ 事後指導

いじめの解消（3 か月以上の経過観察）や解決についても、いじめの認知と同様に「いじめ対策委員会」により、組織的に判断をするとともに、再発の可能性も想定した継続的な見守りを続ける。

- ・ いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担
- ・ 被害児童、保護者に対する相談及び指導
- ・ 加害児童、保護者に対する相談及び指導
- ・ 関係諸機関への報告・連絡・相談
- ・ いじめ防止基本方針と年間計画の点検・評価・見直し

2 教職員のいじめ防止に向けた対応能力を図るための取組

（1）いじめ防止に向けた校内研修を実施し、いじめ問題に対する教職員の対応力を高める。

- ・ スクールカウンセラー等の専門家による研修の実施
- ・ 「いじめ防止教育プログラム」を活用した研修の実施

（2）実際に行ったいじめ対応の方法や成果、課題について生活指導夕会で報告し、全教職員が共有する。

（3）いじめ問題の対応の流れ

- ① いじめを発見した場合は、まず被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。（法による報告義務）
- ② 校長は、いじめ対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童や加害児童等の聴き取りを行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめが確認された場合は、被害・加害児童及び保護者に事実関係を伝え、保護者への助言・指導を行いながら家庭と連携を図り、問題の解決にあたる。
- ④ いじめられた児童の心のケアが必要な場合は、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応をとる。

3 いじめ対策委員会組織

① 目的

- ・ いじめに対して、遅滞なく対応するために設ける。

② 役割

- ・ いじめの情報収集や整理を行う。報告された状況について、「いじめ定義」を踏まえて、いじめであるかどうか判断する。また、対応の方針を決め、役割分担を行う。

③ 開催時期

- ・ 校長が招集を求めた場合
（生活指導部会では毎月 1 回の情報交換を行い、いじめの早期発見に努める。）

④ 構成員

- ・ 校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーを常設委員とする。
- ・ いじめが認知された場合には、常設の委員に、個々のいじめに応じた学年を加えて対応する。
- ・ 必要に応じて SSW（スクールソーシャルワーカー）や警察関係者、関係機関の方を加えて開催する。

⑤ 記録

- ・ いじめ対策委員会に対しての報告や、対応の記録などの「いじめに関する記録」については、保存年限を卒業・転学後、5 年間とする。

4 いじめ重大事態への対処

いじめ重大事態とは、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の 2 つの場合をいう。

（1）重大事態の判断への具体的な取組

- ① 年度当初に全教職員で「重大事態」の定義について確認し、理解を深める。
- ② 杉並区教育委員会と校長の協議により、重大事態の発生を迅速かつ適切に判断する。

（2）被害児童の安全確保、不安解消のための具体的な取組

- ① 「いじめ対策委員会」を開き、教育委員会と連携し、被害児童が二度といじめを受けないような組織的な対応を構築する。
- ② 保護者への対応方針及び対応経過の説明を行う。
- ③ 関係機関等と速やかな連携を行い、完全に治癒するまでその状況を確認する。

(3) 加害児童の更生に向けた具体的な取組

- ① 加害児童の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。
- ② 事前に学校としての指導や対応の方針を保護者に説明して理解を得て、協力関係の構築を図る。
- ④ 心の傷が残らないよう、必要に応じて、教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、更生のための支援を行う。

5 その他

(1) 児童が主体的に取り組む活動の推進（幼・保・小・中連携も視野に入れる）

- ① 代表委員会が推進するいじめ撲滅に向けた活動
 - ・ たてわり班活動の企画
 - ・ 全校への呼びかけ
- ② 「杉並中学生生徒会サミット」による小学校への呼びかけ

(2) 地域や家庭と連携した取組の推進

本基本方針について地域や家庭に発信していくとともに、学校支援本部やPTAを活用し、いじめ問題について協議する機会を設ける等、家庭、地域と連携した対策を推進する。

(3) 「学校いじめ防止基本方針」の公表・点検・評価

- ① 年度当初の保護者会及び学校運営協議会、学校支援本部会、PTA運営委員会等で周知する。
- ② いじめ対策委員会により、いじめ防止基本方針及び年間計画に基づいた取組の進捗状況について管理・評価を実施する。
- ③ 学校評価において、いじめ問題への取組を評価する。
- ④ R・PDCAサイクルによる点検・評価に基づきいじめ防止基本方針及び年間計画の見直しを行う。